

三郷市企業版ふるさと納税について



(1)概要

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除(寄附額の最大6割)により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割にまで圧縮されます。



【例】100万円寄附すると、最大約90万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

参考:企業版ふるさと納税リーフレット(内閣府)

(2)「企業版ふるさと納税」活用のメリットは？

★企業のCSR、SDGsの貢献

企業のCSRとしての活動にもつながり、企業ブランディングに貢献するとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた取組みとして、地域や自治体が抱える社会課題の解決を通じた応援をすることができます。

★地方自治体との新たなパートナーシップの構築

地方自治体とのコミュニケーションを密に図るようになり、より強固な関係を築くことが可能です。

★ビジネスの市場開拓

社会課題や生活ニーズの探索を通じて、寄附企業における社会課題解決型の新事業開発のインプットも期待できます。

(3)寄附対象事業

- ア、まちづくりは道づくり事業(持続可能な拠点の形成)
- イ、地域コミュニティの充実事業(多様性のある地域の確立)
- ウ、子どもたちの成長を見守る・夢を育む事業(質の高い教育と切れ目ない子育て支援の強化)

(4)留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
例：×寄附の見返りとして補助金を受け取る。×寄附を行うことを入札参加要件
- 三郷市に本社がなく、かつ、青色申告書を提出している法人が対象です。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
例：埼玉県三郷市に本社が所在 ⇒ 埼玉県と三郷市への寄附は制度の対象外
- 寄附金の受領が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められる場合や、寄附者が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接に関係を有する者である場合は、寄附の申し出をお断りさせていただきます。
- 寄附の申し出がされた日の属する年度の寄附対象事業の事業費の範囲内で寄附金を受領させていただきます。
- 本制度の対象期間は、令和6年度までです。

三郷市企業版ふるさと納税の流れ

① お問い合わせ・事前相談【企業様】



② ご寄附の申し出【企業様】



様式第1号(寄附申出書)の提出

③ 納付書の送付【三郷市】、ご寄附【企業様】



④ 寄附金受領証の送付【三郷市】



様式第2号(受領証)

⑤ ホームページ等へ公表



【お問い合わせ】 三郷市 企画政策課 政策係 048-930-7829